

学校法人会計等について

1. 学校法人会計と企業会計の違い

学校法人会計とは、私立学校法に基づき文部科学省をはじめとする所轄庁の認可を受けて設立された法人です。そのため、学校法人は公共性が求められており、建学の精神に基づき自主性を重んじた教育活動を行っていく責任があります。

学校法人会計は、学校法人会計基準に基づき会計処理されています。財政状態等を明らかにするとともに、財務諸表等を作成して、財務情報を公開しています。

また、国や地方公共団体からの補助金を受けるための条件であり前提でもありません。

学校法人会計と企業会計の大きな違いは、その収支計算書にあります。企業会計は、株主債権者等の利害関係者に対して、企業の財務状態及び経営成績を明らかにする目的で行われます。このため、企業会計では期間損益計算を行い、貸借対照表、損益計算書の二つの計算書を作成します。一方、学校法人会計は、教育研究活動を中心とした学校の活動の状況を明らかにする目的で行われます。このため、学校法人会計では、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書の四つの計算書を作成します。

2. 各種計算書類

(1) 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度の行った諸活動に対応するすべての収入と支出の内訳と支払資金の収入と支出の顛末を明らかにしており、収入と支出の二つの要素で構成されています。

(2) 活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支計算書は、教育活動、施設整備活動、その他の活動等、各活動区分ごとに収入と支出を対比することで、収益状況を算出しています。

(3) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、教育活動収支、教育活動外収支、特別収支等、各活動ごとに収入と支出を対比することで、収益を算出する企業会計の損益計算書の考え方を基礎としており、収入と支出の二つの要素で構成されています。

(4) 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末時点における学校法人の財務状態を示す計算書類であり、資産、負債、基本金、繰越収支差額の四つの要素で構成されています。

基本金は、学校法人がその諸活動の経過に基づき必要な資産を継続的に保持するために、維持すべきものとして、収支差額の内から組入れた金額です。

3. 各勘定の説明

各収支計算書の勘定科目

(収入の部)

- ・ 学生生徒等納付金収入・・・授業料、入学金、施設設備費、教育活動費等
学生から納入される収入
- ・ 手数料収入・・・・・・・・・・入学検定料、証明手数料等として受取る収入
- ・ 寄付金収入・・・・・・・・・・個人・法人から寄付金の受入に係る収入
- ・ 補助金収入・・・・・・・・・・国・地方公共団体から交付される補助金
- ・ 資産売却収入・・・・・・・・・・資産を売却して得る収入
- ・ 資産売却差額・・・・・・・・・・資産売却額が当該資産の帳簿価格を超えた場合の超過額
- ・ 事業収入・・・・・・・・・・学校の付属事業、補助活動等により得られる収入
- ・ 資産運用収入・・・・・・・・・・預金や有価証券の利息（配当金）等運用収入
- ・ 雑収入・・・・・・・・・・退職財団からの交付金他収入
- ・ 借入金等収入・・・・・・・・・・学校債の発行や銀行等からの借入金による収入
- ・ 前受金収入・・・・・・・・・・翌年度入学学生に係る入学金、施設設備費等
- ・ その他の収入・・・・・・・・・・期末未収入金収入等
- ・ 資金収入調整勘定・・・・・・・・・・期末未収入金、前期末前受金等当該年度には現金の受取がないものを控除するための勘定
- ・ 前年度繰越支払資金・・・・・・・・前年度から繰越された支払資金総額
- ・ 基本金組入額・・・・・・・・・・第1号から第4号までの基本金への組入額合計

(支出の部)

- ・ 人件費支出・・・・・・・・・・教職員の人件費、法定福利費、退職金等
- ・ 教育研究費支出・・・・・・・・・・研究のために支出する経費
- ・ 管理経費支出・・・・・・・・・・教育研究以外のために支出する経費
- ・ 借入金等利息支出・・・・・・・・借入金に対する利息
- ・ 施設関係支出・・・・・・・・・・建物、構築物等の取得に係る支出
- ・ 設備関係支出・・・・・・・・・・教育研究用機器備品、図書等に係る支出
- ・ 資産運用支出・・・・・・・・・・各種特定資産への繰入支出、有価証券の取得に係る支出
- ・ 資産売却差額・・・・・・・・・・資産を売却したその代価が帳簿残高を下回った場合その差額や資産を除却した際の除却額
- ・ その他の支出・・・・・・・・・・前期末未払金支払支出、上記以外の支出
- ・ 予備費・・・・・・・・・・予算化されていない突発的な事象に対応するための経費
- ・ 資金支出調整勘定・・・・・・・・・・期末未払金、前期末前払金が該当し、当該年度の活動に対する支出ではあるが、実際の資金の支出年度

以前にあったもの、または翌年度以降になるもの

- ・ 翌年度繰越支払資金・・・翌年度に繰越される支払資金総額

貸借対照表の勘定科目

- ・ 固定資産・・・・・・・・・・ 1年を超えて使用される資産をいい、土地、建物等「有形固定資産」と有価証券や特定資産等の「その他固定資産」からなる
- ・ 流動資産・・・・・・・・・・ 1年以内に使用される現金預金、短期貸付金、前払金等
- ・ 固定負債・・・・・・・・・・ 1年を超えて到来する長期借入金や退職給与引当金等の負債
- ・ 流動負債・・・・・・・・・・ 1年以内に到来する短期借入金等の負債
- ・ 基本金・・・・・・・・・・ 第1号 ～ 第4号
 - ・ 第1号基本金・・・・ 自己資金で取得した固定資産の額（校地、校舎、機器備品、図書等の固定資産として保有）
 - ・ 第2号基本金・・・・ 将来、固定資産を取得するために事前に留保した資産の額（現金預金、有価証券等引当資産として保有）
 - ・ 第3号基本金・・・・ 基金として継続的に保持・運用する資産の額（現金預金、有価証券等引当資産として保有）
 - ・ 第4号基本金・・・・ 学校法人の円滑な運営に必要な運転資金として保持する資産の額（現金預金、有価証券等引当資産として保有）